

魅力ある県立学校づくりアドバイザーハイツ設置要綱

(設置)

第1条 魅力ある県立学校づくりの検討に当たり、外部有識者・関係者から幅広い意見を聴取するため、魅力ある県立学校づくりアドバイザーハイツ（以下「アドバイザーハイツ」という。）を設置する。

(構成)

第2条 アドバイザーハイツは、学識経験を有する者、学校及び行政機関の関係者のうちから、埼玉県教育委員会教育長が依頼するアドバイザー12名以内で構成する。

(アドバイザーの任期)

第3条 アドバイザーの任期は、平成28年3月31日までとする。

(会議の公開)

第4条 アドバイザーハイツは、原則として公開とする。ただし、出席したアドバイザーの3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第5条 アドバイザーハイツの庶務は、教育局教育総務部魅力ある高校づくり課において処理する

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーハイツの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月30日から施行し、平成28年3月31日をもってその効力を失う。